

毎月勤労統計調査について

令和元年 7 月 29 日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

毎月勤労統計とは（全国調査）

調査概要

○調査目的

毎月勤労統計は、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする。

○調査内容・調査対象事業所数

- ・ 常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握。
- ・ 常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を調査。

○公表しているもの

- ・ **賃金**（現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与、特別に支払われた給与）
- ・ **労働時間**（総労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間、出勤日数）
- ・ **常用労働者数** 等

（※）現金給与総額、総労働時間、常用労働者数等については、時系列比較に資するよう、2015年=100とした場合の指数も作成・公表している。

○調査の方法

- ・ 500人以上事業所：全数調査
- ・ 30～499人事業所：標本調査
(毎年1/3ずつサンプル入替（2020年～）)

（※）平成30～31年までは経過措置として1/2ずつ入替

- ・ 5～29人事業所：標本調査（半年に1/3ずつサンプル入替）

抽出方法等

(1)抽出方法

・ 30～499人事業所については、事業所母集団データベースの年次フレームに基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出。

標本抽出は、平成30年1月分以降、毎年、最新の年次フレームに基づいて行う。

・ 5～29人事業所については、二段抽出法によって抽出。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区を母集団フレームとし、抽出に当たって、これを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出。

(2)標本設計

標本設計は、**常用労働者一人当たり平均の「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるよう**に行っている。

	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類	2%	2%	2%
中分類	3%	3%	3%

(3)標本の追加指定

30～499人事業所については、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月、最新の年次フレームの事業所から抽出し、追加指定を行う。1

毎月勤労統計とは②（地方調査）

調査概要

○調査目的

都道府県別の、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする。

○調査内容・調査対象事業所数

- ・ 常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握。
- ・ 常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約43,500事業所を調査。

(※) 平成30年1月調査時点の指定事業所は約41,400事業所。

○公表しているもの

全国調査に準じて各都道府県において公表。

○調査の方法

全国調査と同じ。

抽出方法等

(1)抽出方法

全国調査と同じ。

(2) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人あたり平均の「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

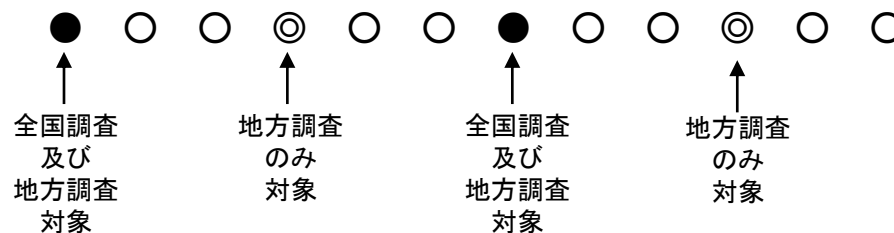
	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類	10%	10%	10%
中分類	10%	10%	10%

(※) 調査対象事業所数と併せて要精査。

地方調査の抽出率逆数は、全国調査の抽出率逆数の約数とし、地方調査の調査対象事業所は、全国調査の調査対象事業所に地方調査のみの調査対象事業所を加えたものとなっている。

<全国調査の抽出率逆数 = 6

地方調査の抽出率逆数 = 3の場合のイメージ>



(3) 標本の追加指定

全国調査と同じ。地方調査のみ対象分については、都道府県の要望も踏まえて追加。

- ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与※を利用（厚生労働省）
- ・労災保険の給付基礎日額に乗じるスライド率の算定資料として、毎月きまって支給する給与の平均額の伸び率等を利用（厚生労働省）
- ・月例経済報告、経済財政白書等において、賃金等の動きを利用（内閣府）
- ・企業等の労働条件決定の際の参考資料

※「きまって支給する給与」（定期給与）とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。（賞与等の一時的に支払われた給与は含まない）

毎月勤労統計の業務全体の流れ、各係の役割

区分	企画(※)	標本抽出	実査	入力	審査	集計	公表
本府省	●	●	●	●	●	●	●
(主な担当係)	企画調整係 毎勤第三係	毎勤第三係	毎勤第一係 毎勤第二係	毎勤第一係	毎勤第一係	毎勤第三係	企画調整係 毎勤第三係 労働統計活用・情報提供係
地方支分部局							
(独)統計センター							
都道府県			●	●	●	●	●
市町村							
民間事業者				●			

スケジュール (平成30年12月確報の実績)	平成30年 2～6月	平成30年6月	平成31年1月4日 ～2月14日	平成31年1月21日 ～2月13日	平成31年1月4日 ～2月14日	平成31年2月14日 ～21日	平成31年2月22日
---------------------------	---------------	---------	---------------------	----------------------	---------------------	--------------------	------------

(※) 定例的に企画業務を行ってはいないが、調査内容を変更するなど行う際には必要に応じて、企画業務を行っている。

調査票回収から公表まで

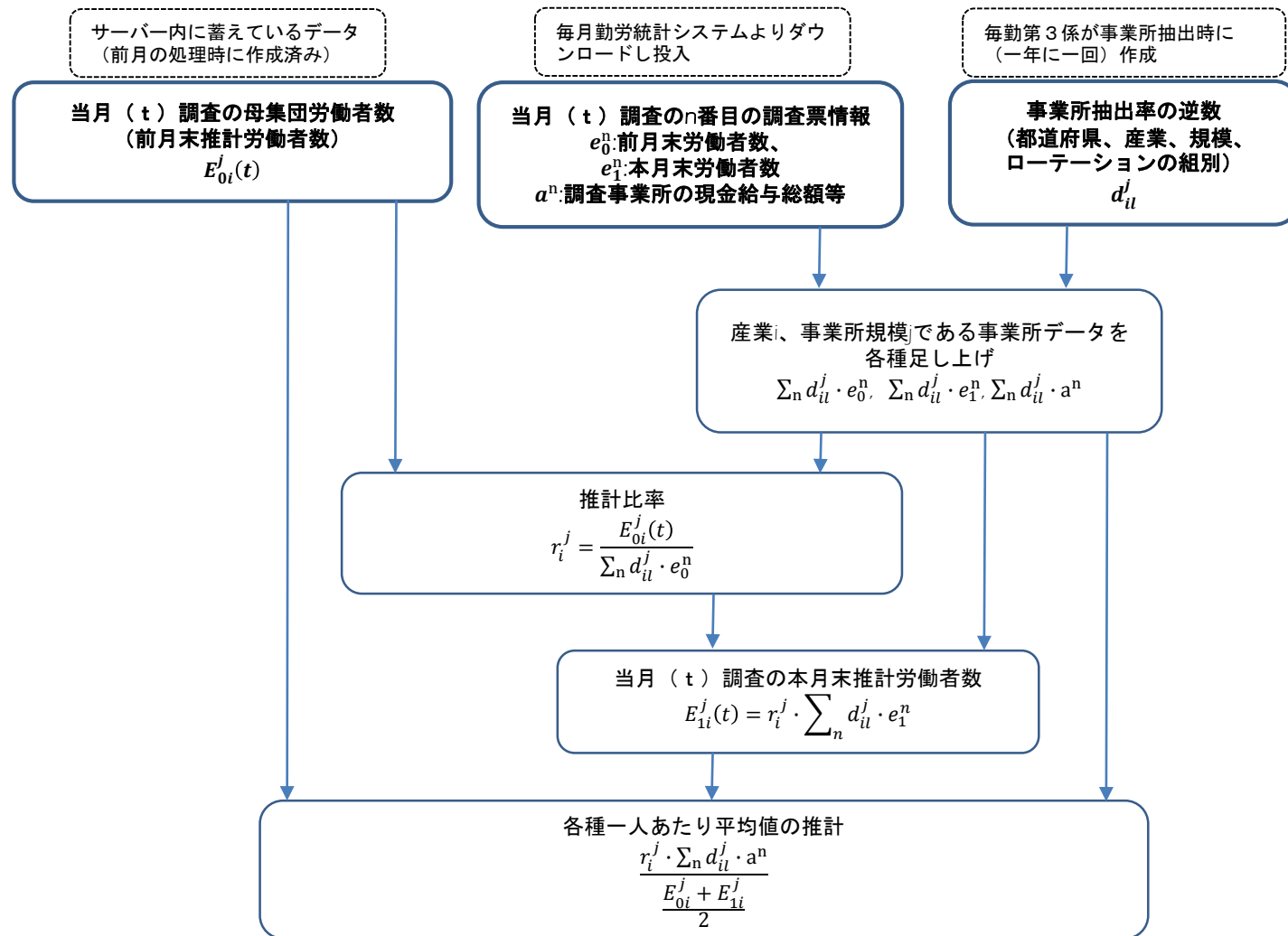
調査票回収から公表までの作業の流れ図は別紙の通り。

毎月勤労統計調査では、政府統計共同利用システム、毎月勤労統計調査オンラインシステム（毎勤システム）、統計処理システム（統計処理サーバー）を用いて、調査票の回収、審査、集計等を行っている。各システムの主な概要は以下の通り。

(1) 政府統計共同利用システム	各府省の統計関係のシステムを集約させ、政府全体で共用するためのシステムの総称であり、13のサブシステムで構成。サブシステムの一つである政府統計オンライン調査総合窓口を用いて、インターネットによる調査を行っている。なお、毎月勤労統計調査におけるオンライン回答率は約30%。
(2) 毎勤システム	(1)と連携して、データのチェック・審査や地方調査における地方での集計を処理するためのシステム。厚生労働省統計処理システムの一環として外部発注で整備。
(3) 統計処理サーバー	(2)と連携して、データのチェック・審査や統計の作成・集計を処理するためのシステム。データのチェック・審査や統計の作成・集計のためのプログラムを職員が作成して、使用している。なお、毎月勤労統計調査では、プログラム言語として、COBOLを使用している。

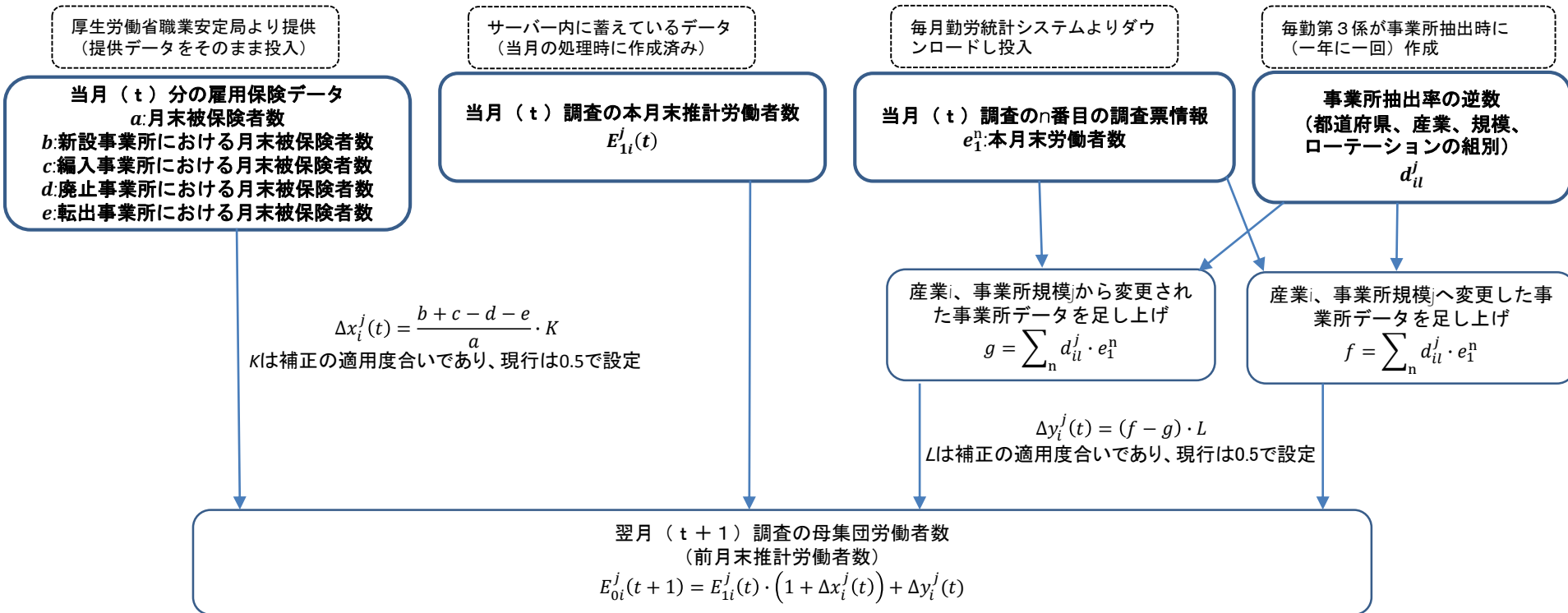
集計方法（各種平均値の推計方法等の流れ）

当月（t）における産業i、事業所規模jにおける各種平均値の推計方法の流れ



集計方法（母集団労働者数の推計方法）

当月（t）における産業i、事業所規模jにおける母集団労働者数の推計方法（確報時のみ）



事業所規模が抽出時と調査時で異なっていた場合、事業所に疑義照会等を行い、必要に応じて事業所規模の修正を行う。修正を行う場合は、内部で管理している事業所情報を直接修正するため、その修正は翌月以降も反映される。また、集計等を行う際は、修正後の事業所規模に基づいて、データを作成することとなる。

事業所規模が修正された事業所は、修正前の事業所規模、産業では流出事業所、修正後の事業所規模、産業では流入事業所として扱われ、当該事業所の推計労働者数が翌月の母集団労働者数に反映される。

集計方法（共通事業所系列（継続標本）に係るデータ処理の手順）

共通事業所系列の集計を行う際は、まず、当月とその1年前の有効回答事業所の個票を比較し、共通している事業所のみを抽出する。なお、その際には、事業所一連番号と呼ばれる調査対象事業所を設定する際に各事業所に振られる番号を用いてマッチングを行い、共通事業所であるかどうかを識別する。



上記の方法で個票から共通事業所を抽出した上で、共通事業所の集計の際には、5頁の「各種平均値等の推計方法の流れ」のように、本系列と同様の方法で、集計を行う。

※共通事業所系列は、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、集計の際に用いる母集団労働者数（前月末推計労働者数）については、集計月と1年前のどちらも当月のものを用いて、推計比率を作成し、集計を行っている。

毎月の処理におけるチェック事項

毎月の処理において確認している主な事項は以下の通り。

目視確認

- ・ 提供された雇用保険データについては、データのレコード数と別途、紙で提供されているデータ件数が一致しているか、目視による確認
- ・ 雇用保険データによる母集団労働者数を補正する際の補正率を出力し目で確認して、異常がないか
(補正率がすべて1となっていないか、極端に大きい(又は小さい)補正率となっていないか等)
- ・ 公表するために、出力された結果を目で確認して、異常な数値がないか
- ・ 賃金を前年同月と比較する際、一般労働者、パート労働者別に要因分解して分析することで、説明困難な動きをしていないか、目視による確認

目視、エクセルでの確認

- ・ 速報時には、速報の数値と比較することで、速報時から大きく変化している箇所のセルに色を塗る、符号が反転しているセルを四角囲いにする処理をエクセルで自動的に行い、問題のある異常値ではないか、目視による確認
- ・ 速報時には、前月の数値と比較することで、前月の数値から大きく変化している箇所のセルに色を塗る、符号が反転しているセルを四角囲いにする処理をエクセルで自動的に行い、問題のある異常値ではないか、目視による確認

プログラム改修（集計方法変更）の概要、改修を行った場合の確認方法

プログラム改修（集計方法変更）概要

直近にプログラム改修等を伴う集計方法の変更を行った処理は、平成30年1月分調査から導入されたローテーションサンプリングによるものである。

ローテーションサンプリング導入前は、事業所規模30人以上の事業所においては、同一の産業、事業所規模の場合、事業所抽出率の逆数を加味せずに、集計するプログラムになっていたところである。しかし、ローテーションサンプリング導入に伴い、同一の産業、事業所規模の場合でも、都道府県や組が異なれば、異なっている事業所抽出率を反映して集計できるようプログラムの改修を行うようにした。

事業所の属性によって事業所抽出率の逆数を決めており、従前は産業、事業所規模に依存していたが、改修により産業、事業所規模、都道府県、組に依存して決めるように変更した。

なお、上記の改修では、雇用・賃金福祉統計室長、企画調整係、毎勤第三係、技術開発第一係で作業方針を打ち合わせ、認識を共有した後、毎勤第三係から技術開発第一係へ集計プログラムの変更のための作業依頼を出している。

改修を行った場合の確認方法

上記のプログラム改修をする上では、適切に改修を実施しているかについて、技術開発第一係が主に以下の確認を行った。なお、抽出率逆数表は毎勤第三係が作成している。

- ・読み込みファイルのレイアウトが正しいレイアウトになっているか
- ・事業所ごとに設定する抽出率逆数が正しい数値となっているか
- ・集計した賃金、労働時間等が抽出率逆数を乗じた値になっているか

（集計値については、改修するプログラムと別の言語によるプログラムで集計した値と一致しているかを検証）

また、公表される集計値については、別の係でも集計を行って確認を行った。

平成30年1月分調査からの集計方法変更時に行った主な処理

主な処理	処理内容
1. 毎勤システムへの事業所情報の登録	平成30年1月分調査から調査対象となった事業所の情報を毎勤システム受託業者へCSV形式で提供し、受託業者がシステムへデータを登録する。
2. 1月分調査票の受付及びデータパンチ	都道府県から提出された紙の調査票について、データ入力業者に渡し、電子データ化する。
3. 事業所情報及び新・旧1月分調査票の訂正	産業分類や事業所名称に変更があった事業所の登録情報を修正するとともに、調査票の数値に異常値があれば、都道府県に適宜照会をかけ、数値を訂正する。
4. 1月分データダウンロード	統計処理サーバーにデータを登録するため、毎勤システムからデータをダウンロードする。なお、事業所規模が抽出時と調査時で異なっている事業所については、リストで出力し、事業所に疑義照会等を行う。
5. 平成30年1月分の新・旧集計等	事業所規模30人以上のサンプル入替え月(1月)には、旧サンプルと新サンプルの両者を調査対象としているところである。旧サンプルについては、先月までの集計と同様の集計を行う。新サンプルについても通常は旧サンプルと同様の処理を行うが、平成30年1月については、ベンチマーク更新を行ったため、母集団労働者数は経済センサスを元に作り直している。新サンプル用の母集団労働者数の作成については、下記の6の通り。
6. 集計に使用する母集団労働者数	産業・事業所規模ごとに、平成26年経済センサスによる常用雇用者数を毎勤の平成26年7月分用母集団労働者数で割ったものを補正比とし、その補正比に旧サンプルの平成30年1月分用母集団労働者数を乗じたものを、新サンプルの平成30年1月分用母集団労働者数としている。
7. 指数等のギャップ修正等	ベンチマーク更新に伴い、公表済みの指数に対してギャップ修正を行い遡及改訂する。なお、ベンチマーク更新時に賃金・労働時間指数については、これまで行ってきた遡及改訂を行わない整理となったため、平成30年1月分調査の時には常用雇用指数についてのみ、ギャップ修正を行った。
8. 指数長期時系列表等(ギャップ修正後)の印書	ギャップ修正を行った指数や増減率を出力する。
9. 指数等の季節調整	月次、四半期平均の季節調整値及びその対前月増減率等を計算する。
10. 新1月分指数等作成(季節調整値を含む)	7や9の処理を踏まえて、1月分の新サンプルの集計における対前年増減率等を作成する。